

参考資料

用語解説

あ行

ICT

「Information and Communication Technology/ 情報通信技術」の略。コンピューターやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。

IoT

「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

AI

「Artificial Intelligence」の略。人工知能のこと。

エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたる全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。

SDGs

「Sustainable Development Goals/ 持続可能な開発目標」の略。2015年9月の国連サミットで採択され2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。代表的なSNSとして、LINE・Twitter・Instagram・Facebook等が挙げられる。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、フロンガスなど。

か行

会計年度任用職員

地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに設けられた非常勤職員の制度。

核家族化

夫婦のみの世帯又は夫婦と未婚の子どもで構成される世帯が増加する現象のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

関係人口

移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々のこと。

キャッシュレス決済

現金を使用せずに支払いをすること。キャッシュレス決済には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済など、様々な手段がある。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

キャリアパスポート

児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

※ポートフォリオ…教育分野では、子どもの作品、自己評価の記録、教師による指導と評価の記録などをまとめたものを意味する。

クラウド化

自社サーバーによる情報処理から、外部事業者のシステム利用に移行すること。自前でサーバーを購入しなくて済み、通信障害などの非常時も事業者が対応を行ってくれる。

グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のためのマーク。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

コミュニティ・スクール

教育委員会の指定により、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」が置かれた学校のこと。

さ行

再生可能エネルギー

絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー。太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなど。

サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィス。

自治体 DX

行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上へ繋げていくこと。

指定管理者制度

「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。

重要業績評価指標（KPI）

施策の効果を検証するための重要な指標。

（KPI…Key Performance Indicator の略）

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに、リサイクルなどを行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

食品ロス

まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうこと。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

3R 運動

「リデュース (Reduce) = ごみの量を減らす」、「リユース (Reuse) = ものを繰り返し使う」、「リサイクル (Recycle) = 資源として再び使う」、の3つの行動のこと。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない人について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

た 行

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つな

がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。

DX

「Digital Transformation/ デジタルトランスフォーメーション」の略。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

デジタルデバイド対策

全ての人々がデジタル化の恩恵を受けられることができるよう、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるシステム設計や、スマホ教室の開催といった取組を行っていくこと。

デマンド型交通

運行経路や運行スケジュールを利用者の事前予約に合わせて運行する地域公共交通のこと。

テレワーク

情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、「Tel（離れて）」と「Work（仕事）」を組み合わせた造語。

特定健診

平成20（2008）年4月から、40歳～74歳の国民を対象に実施されている健康診査。

特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等きのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。

都市計画区域

都市計画法の規定により、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして指定された区域。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」を市町村から認定された農業者。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律の規定により、農業の健全な発展および国土資源の合理的な利用の見地から、総合的に農業の振興を図る必要があるとして指定された地域。

は行

バリアフリー

障がい者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理的・社会的障害を取り除くこと。

PDCA サイクル

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

5G

第5世代移動通信システム。1～4Gに続く、携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信規格のこと。

や行

有機肥料

油粕や魚粉、鶏糞など、植物性または動物性の有機物（炭酸そのものを除く炭素を含む化合物）を原料にした肥料のこと。

用途地域

都市計画法の規定により、秩序ある都市の発展のため、建築できる建物の種類、用途などについて制限を定めた地域。

ら行

ローリング方式

社会・経済の変化等に柔軟に対応できるように、毎年度見直しを行う計画策定の方式のこと。

6次産業化

1次産業の農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態。

第2次伊佐市総合振興計画策定の経過

年月日	会議等	内容等
令和2年7月29日 ～令和2年12月9日	ワーキンググループによるワークショップ（全10回）	「まちづくりの着眼点」の検討、「理想の未来のキーワード」検討等
令和2年12月9日 ～令和3年1月25日	今後10年間の「まちづくり」のための市民意識調査（アンケート）	対象者3,000人 （有効回答1,264件）
令和2年12月25日 ～令和3年2月12日	今後10年間の「まちづくり」のための市民提案・意見募集	提案件数15件
令和3年5月27日	第1回調整委員会	第2次総合振興計画策定方針、意識調査の結果報告等
令和3年6月9日	第1回総合振興計画審議会	辞令交付、第2次総合振興計画策定方針、意識調査の結果報告等
令和3年6月28日 ～令和3年10月7日	意見交換、意見提出（関係団体）	関係団体数（33団体）
令和3年7月8日	第1回企画委員会	第2次総合振興計画策定方針、第1次総合振興計画（後期基本計画）の振り返り等
令和3年10月6日	第2回企画委員会	現状把握及び分析等
令和3年10月7日	第2回総合振興計画審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証等
令和3年10月12日	第3回企画委員会	現状把握及び分析等
令和3年12月21日	第3回総合振興計画審議会	第1次総合振興計画（後期基本計画）効果検証等
令和4年2月3日 ～令和4年3月19日	企画委員作業	現状分析、施策の成果指標検討等
令和4年5月26日	第4回総合振興計画審議会	第2次総合振興計画素案について審議等
令和4年6月2日	第2回調整委員会	第2次総合振興計画素案について協議等
令和4年6月3日	第4回企画委員会	第2次総合振興計画素案について協議等
令和4年6月21日	第3回調整委員会	第2次総合振興計画素案、「まちづくりの将来像」について承認等
令和4年6月22日	第5回総合振興計画審議会	第2次総合振興計画素案（第1章～第3章）審議
令和4年7月1日 ～令和4年8月1日	パブリックコメント（第1章～第3章）	両庁舎、大口ふれあいセンター、まごし館、ホームページ

年月日	会議等	内容等
令和4年8月9日	第6回総合振興計画審議会	パブリックコメント結果報告、第2次総合振興計画案（第1章～第3章）の諮問
令和4年9月12日	第7回総合振興計画審議会	第2次総合振興計画素案（第4章）審議
令和4年9月15日 ～令和4年10月17日	パブリックコメント（第4章）	両庁舎、大口ふれあいセンター、まごし館、ホームページ
令和4年10月26日	第8回総合振興計画審議会	パブリックコメント結果報告、第2次総合振興計画案（第4章）の諮問
令和4年11月4日	第2次総合振興計画案の答申	答申
令和4年11月7日	第4回調整委員会	第2次総合振興計画案全体の確認

伊佐市総合振興計画審議会

○伊佐市総合振興計画審議会条例

平成 20 年 11 月 1 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊佐市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査、研究及び審議する。

(1) 市勢発展のための基本計画及び基本構想に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に規定する基本的な計画に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 5 人以内

(2) 女性代表 3 人以内

(3) 農業団体代表者 3 人

(4) 教育委員 1 人

(5) 商工会代表者 1 人

(6) 観光協会代表者 1 人

(7) 福祉団体代表者 1 人

(8) 社会教育団体代表者 3 人

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第 5 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 26 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊佐市総合振興計画審議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	鹿児島大学 法文学部	松田 忠大	会長
学識経験者	始良・伊佐地域振興局 総務企画部	橘木 真由美	
学識経験者	(株)鹿児島銀行 大口支店	吾孫子 浩之	
学識経験者	国分公共職業安定所大口出張所	松元 初美	
女性代表	女性サロン室	中村 宣子	
女性代表	伊佐市男女共同参画推進協議会	田代 伊津子	
農業団体代表者	伊佐市認定農業者の会	轟木 高昭	
農業団体代表者	伊佐 YAD クラブ	井立田 裕也	
農業団体代表者	伊佐森林組合	河野 辰男	
教育委員	伊佐市教育委員会	長野 則夫	
商工会代表者	伊佐市商工会	中村 周二	
観光協会代表者	伊佐市観光特産協会	湊之上 俊典	
福祉団体代表者	伊佐市社会福祉協議会	野村 治男	
社会教育団体代表者	伊佐市文化協会	平川 聖一	
社会教育団体代表者	伊佐市スポーツ協会	大保 義人	
社会教育団体代表者	伊佐市青年団	森 幸大	
その他市長が認める者	伊佐市コミュニティ連絡協議会	石原 昭紀	

伊企第285号

令和4年8月9日

伊佐市総合振興計画審議会

会長 松田 忠大 様

伊佐市長 橋本 欣也

第2次伊佐市総合振興計画（案）について（諮問）

第2次伊佐市総合振興計画（案）を別紙のとおり策定したいので、伊佐市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

伊企第321号

令和4年10月26日

伊佐市総合振興計画審議会

会長 松田 忠大 様

伊佐市長 橋本 欣也

第2次伊佐市総合振興計画（案）について（諮問）

第2次伊佐市総合振興計画（案）について、令和4年8月9日付け伊企第285号で諮問した計画（案）に、別紙の第4章を追加したものを計画（案）として策定したいので、伊佐市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4章についても貴審議会の意見を求めます。

令和4年11月4日

伊佐市長 橋本 欣也 様

伊佐市総合振興計画審議会

会長 松田 忠大

第2次伊佐市総合振興計画（案）策定について（答申）

令和4年8月9日付け伊企第285号及び10月26日付け伊企第321号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会で協議を行い、別紙のとおりまとめましたので答申します。

答申

令和4年8月9日付け伊企第285号及び10月26日付け伊企第321号で諮問のありました「第2次伊佐市総合振興計画」(案)につきまして、当審議会
で協議を行った結果、概ね妥当であると認めましたので、ここに答申します。

なお、審議過程において出された意見及び提言について、下記のとおり付記
しますので、基本計画に沿って施策を展開される上で、尊重していただくとし
ともに、「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」の実現に向けて努力さ
れるよう要望します。

令和4年11月4日

伊佐市総合振興計画審議会
会長 松田 忠大

【基本構想及び基本計画】

基本目標1 笑顔で創る明るいまち

- ・自治会未加入者が増加傾向にあるため、対策を講じられたい。
- ・誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発
揮することができる社会の実現に向け、関係する他の基本計画等を踏まえて
男女共同参画の推進を図られたい。
- ・コミュニティ協議会の活動について、支援を継続するとともに、行政との
協働を推進されたい。

基本目標2 安心して子育てができるまち

- ・地域と一体となった子育て支援の一環として、各家庭における「子育て」
を地域で支えることができるような取組について、推進を図られたい。
- ・現状分析等を重ねながら、適正な特別支援教育の推進を図られたい。

基本目標3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち

- ・郷土愛を育む取組とともに、郷土の素晴らしい文化財を、より多くの人に
広めていただきたい。
- ・家庭教育を支援する取組の充実を図られたい。
- ・単一の学校では部活動が困難な児童数となっていることから、コミュニ
ティスポーツクラブ等の広域での活動について推進されたい。
- ・設備の整ったカヌー場を活かし、リバースポーツを軸においた地域振興
策を検討されたい。

基本目標4 とともに支え合い、いきいきと暮らせるまち

- ・「できる者が、できることを、できる時に、できる範囲で」地域住民がお互いに支え合う取組の推進を図るとともに、行政からの働きかけをより一層強められたい。

基本目標5 活力ある産業と賑わいのあるまち

- ・第1次産業の担い手、後継者の人材確保対策を図られたい。
- ・SDGsとも関連付け、山林の保全と林業の振興を図られたい。
- ・農業者が農業をしやすい環境整備、俯瞰的な将来展望などを行政がリードする形で推進されたい。
- ・企業誘致も含め、若者の雇用の場の確保に努められたい。

基本目標6 安全、安心な住みよいまち

- ・環境の保全のため、豊かな森林の維持に努められたい。
- ・再生可能エネルギーの利用促進については、慎重な検討のもと、伊佐の地に合った推進を図られたい。

【行財政改革の推進】

1 行政改革の推進

- ・行政改革に限らず行政運営を担う職員の育成については、早い段階から男女共同参画の視点を踏まえた研修等に努められたい。
- ・公共施設の管理運営については、市民サービスの維持に留意しながら効率的な再配置の検討を行うとともに、指定管理者制度の運用については、効果的な活性化策に重点を置いた選定に努められたい。

2 健全な財政基盤の維持

- ・財政基盤の維持については、現状に満足することなく、増収に向けた取組を積極的に推進されたい。

全般を通して、各分野での個別計画との整合を図りながら、計画を進めていただきたい。

第 2 次
伊 佐 市
総 合 振 興 計 画

令和 5 年 3 月

編集・発行

伊佐市 企画政策課

〒 895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

TEL : 0995-23-1311

FAX : 0995-22-5344

E-MAIL : seisaku@city.isa.lg.jp

URL : <https://www.city.isa.kagoshima.jp/>

デザイン

清永 啓太（伊佐市地域おこし協力隊）